

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第九十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の六」に、「第八章 新感染症(第四十四条の六―第五十三条)」を「第七章の二 指定感染症(第四十四条の七―第四十四条の九)」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十二条第一項中「並びに第十五条第十三項」を、「第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第十四条」に改める。

7 厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一項の厚生労働省令で定めるものであって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

8 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域内に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を届け出ることを求めることができる。この場合において、当該届出を求められた医師は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第八十三条を第八十四条とし、第八十二条を第八十三条とし、第八十一条の次に次の一条を加える。

**第八十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により厚生労働大臣の認可可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
  - 二 第三十六条の三十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 附則第十五条を次のように改める。

**延滞金の割合の特例**

**第十五条** 第三十六条の二十第一項（第三十六条の二十三第四項及び第三十六条の二十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、第三十六条の二十第一項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

**（地域保健法の一部改正）**

**第四条** 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画（第二十一条・第二十二條）」を「第六章 地域保健対策に係る人材の確保（第二十一条・第二十五條）」とし、「第七章 罰則（第二十八條）」を「第七章 罰則（第二十八條）」に改める。

**第四條第二項第三号中「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第四号中「研究」の下に「並びに試験及び検査」を加え、同項の次に次の一項を加える。**

基本指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。第二十一条第一項において同じ。）への対処を考慮して定めるものとする。

**第六條第十二号中「エイズ、結核、性病、伝染病」を「感染症」に改める。**

**第二十条中「次条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。**

**第五章の章名中「人材確保の支援に関する計画」を「人材の確保」に改める。**

**第二十二條を第二十五條とし、第二十一条を第二十四条とし、第五章中同条の前に次の三條を加える。**

**第二十一条** 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十六條第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

前項の規定による要請を受けた者（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じ、同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

業務支援員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三條第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、第一項の規定による要請に応じ、同項に規定する助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなつた後においても、同様とする。

**第二十二條** 国及び第五條第一項に規定する地方公共団体は、前條第一項に規定する者に対し、同項に規定する業務又は助言に関する研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

**第二十三條** 国は、第二十一条第一項に規定する者の確保及び資質の向上並びに業務支援員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、第五條第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

本則に次の二章を加える。

**第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置**

**第二十六條** 第五條第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第二十七條** 国は、前條の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるように、第五條第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

**第七章 罰則**

**第二十八條** 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**（予防接種法の一部改正）**

**第五條** 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條」を「第三十條」に改める。

第二條第二項第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）以下「感染症法」という。）第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項第二号及び第二十九條第一項第一号において同じ。）、指定感染症（感染症法第六條第八項に規定する指定感染症をいう。次項第二号及び第二十九條第一項第二号において同じ。）又は新感染症（感染症法第六條第九項に規定する新感染症をいう。次項第二号及び第二十九條第一項第三号において同じ。）であつて、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病

第二條第三項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であつて政令で定める疾病

第二條第四項中「次に掲げる」を「第五條第一項の規定による」に改め、同項各号を削り、同條第五項中「次に掲げる」を「第六條第一項から第三項までの規定による」に改め、同項各号を削る。

第四條第三項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。附則第六條第一項において「感染症法」という。）」を「感染症法」に改める。

第六條第二項中「政令の定めるところにより、同項の」を「その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に」に改め、「都道府県知事に」を削り、同條第三項中「B類疾病のうち当該疾病にかつた場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもの」を「A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもの」に、「政令の定めるところにより、」を「都道府県知事に対し、又は」に改め、同項後段を削り、同條に次の一項を加える。

4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行う場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

第七條中「第五條第一項又は前條第一項若しくは第三項の規定による予防接種」を「定期の予防接種等」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種等」に改める。